

**「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
施行令の一部を改正する政令案」に対する意見の募集について**

1 趣旨

「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会」の取りまとめにおいて、遺族給付金の支給最低額の一律引上げ、遺族自身に生じる影響を踏まえた遺族給付金の支給額の増額並びに休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一律引上げを措置すべきと提言されたことを踏まえ、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）の改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和 6 年 4 月 26 日（金）から同年 5 月 25 日（土）まで（30日間）

3 内容

(1) 各基礎額の最低額の引上げ

他の公的給付等制度における支給最低額と同水準の支給を行うことができるよう、遺族給付金、休業加算額及び障害給付金の算定の際に用いる遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額を、それぞれ一定水準まで引き上げる。

遺族給付基礎額：最低額3,200円を6,400円に引上げ

休業加算基礎額：最低額2,200円を3,200円に引上げ

障害給付基礎額：最低額3,600円を5,900円に引上げ

(2) 遺族給付基礎額算定における加算額の新設

犯罪被害者が亡くなったことによる収入途絶以外に、遺族自身に生じる影響を踏まえ、遺族給付金の支給を受けるべき遺族が犯罪被害者の配偶者、子又は父母であった場合、遺族給付基礎額の算定に当たって一定額（4,200円）を加算する。

4 施行期日

公布の日（令和 6 年 6 月中旬（予定））